

「想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針（案）」 に対する市民意見の内容及び市の考え方

「想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針（案）」に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。皆様からいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。なお、ご意見については趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を要約または分割して掲載していますので、ご了承ください。

令和6年3月 名古屋市

■概要

○募集期間

令和5年12月11日（月）から令和6年1月12日（金）まで

○提出状況

提出者数：3名

提出方法：電子メール（2名）、持参（1名）

○意見の内訳

項 目	件 数
方針1 「命を守る」ための避難対策の強化	11件
方針2 防災拠点機能の確保と災害対応力の強化	1件
計	12件

名古屋市防災危機管理局想定最大規模災害対策推進室

電 話 052-972-4252

F A X 052-962-4030

電子メール a4252@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

■市民意見の内容及び市の考え方

方針１ 「命を守る」ための避難対策の強化

災害リスク等の理解促進について

【市民意見の内容】

- ・ハザードマップだけでは、どのような備えをしたら良いのか、どのように行動したら良いのかわからない。
- ・どのくらい浸水するのかわけだけでなく、浸水するとどのような状況になるのか周知できると良い。早い段階で身の安全を確保しようと考え、自宅や会社周辺がどのような災害リスクを抱えているのか考えるきっかけになると思う。

【市の考え方】

想定し得る最大規模の風水害が起こった際の市民を取り巻く状況等を時系列でまとめた、風水害リスクシナリオを活用したマイ・タイムラインの作成支援等を通じて、どのようなタイミングでどこに逃げるのかといった災害リスクに応じた避難行動の事前検討や、家庭内備蓄といった日頃の備えなど、市民一人ひとりが、風水害を「自分事」として捉え、主体的な避難対策を実行してもらえよう取り組んでまいります。

地域防災活動における人材の育成及び確保について

【市民意見の内容】

- ・地域住民の国籍や働き方も多様化しており、多言語での案内など新たなアプローチが必要であると思う。
- ・被災者の方から、地域での助け合いの事例について話を聞き、地域でのマンパワー、顔が見える付き合いが必要であると感じた。
- ・子どもに焦点を当てるのであれば、学区よりも小さな単位で集まって顔を合わせるなど、親子で考え合うことのできる機会を作るなどすると良いと思う。

【市の考え方】

外国人の方向けの施策として、災害時に役立つ情報を記載したチラシの多言語での作成や、防災スピーカーの放送内容を電話で聞くことのできる同報無線テレホンサービスの多言語対応などの取組を行っています。それぞれの地域においては、地区防災カルテを活用した話し合い等を進める中で、地域特性や地域ニーズに対応したきめ細かな対策の実施をより一層推し進めてまいります。

地域における防災人材の育成に関しては、本市では施策の一つとして令和３年度に「名古屋市防災人材育成方針」を策定し、それに基づいた取組を進めています。次世代を担う子どもたちに対しては、「なごやっ子防災レンジャー」育成プログラムをはじめ、あらゆる機会をとらえた防災啓発を行っていくことで、地域の防災活動の参加・協力のすそ野を広げ、地域防災活動の活性化を図ってまいります。

地区防災カルテの活用について
【市民意見の内容】 地区防災カルテを活用した防災活動の推進について、区役所と消防署の垣根を越えて取り組んで欲しい。
【市の考え方】 地区防災カルテを活用した防災活動において、区役所と消防署の連携の重要性は認識しており、これまでも地域の皆様と区役所・消防署と一緒に地域の課題を検討し、課題を踏まえた訓練を実施するなど、それぞれの地域特性やニーズに合った防災活動を推進しているところです。引き続き、区役所と消防署が協力して地域に寄り添いながら取り組むことで、地域防災力向上のためのさらなる支援を進めてまいります。

災害時の情報提供について
【市民意見の内容】 災害時の情報提供について、スマートフォンを持っていない高齢者のことなども配慮して欲しい。
【市の考え方】 災害時の情報提供については、防災スピーカーや防災ラジオといった情報伝達手段の多様化を図るとともに、防災情報の入手方法を掲載したリーフレットなどを活用した防災啓発に取り組んできたところであり、今後も引き続き、防災情報の発信・伝達の強化に向けて取り組んでまいります。

災害リスクに応じた多様な避難行動について
【市民意見の内容】 ・風水害の災害リスクは地域によって違うので、行政として避難先を一律に示せないこともしっかりと伝えた方が良い。 ・災害を予見してあらかじめ逃げるのが可能な風水害の場合、被災していない地域への広域避難も必要であると思う。 ・「指定緊急避難場所の指定」とあるが、緊急避難場所として指定された場合に「指定緊急避難場所」なので、「緊急避難場所の指定」が正しいと思う。
【市の考え方】 災害の種類に応じた指定緊急避難場所については、これまでも各区のハザードマップにおいて周知を行っているところですが、風水害の多様な被害の様相を踏まえ、地域における災害リスクに応じた避難行動がとれるよう、近くの指定緊急避難場所への避難にとらわれない、浸水想定区域外の指定緊急避難場所、親戚・知人宅や宿泊施設への避難や在宅での避難など多様な避難行動の理解促進に努めてまいります。 また、「指定緊急避難場所の指定」については、災害対策基本法第49条の4の表現に合わせてあります。

助け合いの仕組みづくりについて
【市民意見の内容】 災害弱者の命綱でもある「助け合いの仕組みづくり」が機能するようになって欲しい。
【市の考え方】 災害が発生したとき、高齢者や障害者など要配慮者の方が速やかに避難をするためには、あらかじめ地域において、要配慮者が「どこに住んでいるか」を把握し、「どのように避難支援するか」を話し合っておくなど、地域全体で備えていただく必要があります。 本市では、このような地域が主体となって進める「助け合いの仕組みづくり」に取り組んでいますが、この取組が機能するためには、取組を行う地域における共助の意識の醸成だけでなく、要配慮者ご本人やご家族にも防災の意識を持っていただくこと、地域と要配慮者との日常的な交流などが必要になると認識しています。 本市としては、地域の防災訓練や地区防災カルテを活用した話し合いの機会などを捉え、多くの地域で「助け合いの仕組みづくり」に取り組んでいただけるよう働きかけるとともに、取組の支援を行ってまいります。

方針２ 防災拠点機能の確保と災害対応力の強化

防災拠点機能の確保について
【市民意見の内容】 災害時に市役所や区役所が防災拠点となって適切な情報を発信できるよう、司令塔としての機能を保持できるハード面の整備は必須である。
【市の考え方】 防災拠点機能の確保については、方針２「防災拠点機能の確保と災害対応力の強化」として掲げているとおり、重要な課題として認識しています。防災拠点については、これまでも電源、給排水、通信、備蓄といった観点に留意しながら機能確保を図ってきましたが、想定し得る最大規模の風水害における被害の様相を踏まえ、さらなる方策の検討や、代替拠点における災害応急対策の実施も視野に入れ、防災拠点機能の確保についての検討を進めてまいります。